

まちづくり活動支援事業

町では、協働のまちづくりを推進するため、地域の課題解決などに取り組む活動を積極的に応援します。

この事業は、「地域おこしのために、こんなことをやってみたい」など、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む公益的で非営利かつ特色ある活動に対して、本町の個人町民税現年課税予算額の2%相当の額を活用して助成するものです。

団体の円滑な事業推進のため、町でサポートすることもできます。なお、既存の団体活動事業であつても、この補助金を活用して新たな工



夫が加えられる事業は対象となりませんので活用についてご検討をお願いします。

また、申請のあつた事業の補助金額の決定等を行うため、「南幌町まちづくり活動支援会議」を設置しています。支援会議の委員については、今年度より公共的団体及び地域活動団体の代表者または構成員、経験者及び学識経験者を有する者の中から町長が委嘱しています。

南幌町まちづくり活動支援会議委員

役職名	氏名
会長	小林 市 男
副会長	藤 田 明 男
委員	鎌 田 昭 彦
委員	松 島 摩 美
委員	吉 田 義 哉

昨年度実施された事業

- ①実施団体 北町町内会
 ■ 補助メニュー
 地域コミュニケーション活性化事業
 ■ 実施事業
 ごみボックス塗装
- ②実施団体 農猿
 ■ 補助メニュー
 協働のまちづくり事業
 ■ 実施事業
 野祭（YASAI）の開催
 ◇米・野菜の販売
 ◇大抽選会 など
- ③実施団体 AUSグループ
 ■ 補助メニュー
 協働のまちづくり事業
 ■ 実施事業
 知名度高揚事業
 ◇南幌産の農産物・加工品を使用したぎょうざの開発

AUSグループ



農猿



北町町内会



■その他
 実績報告書は、情報コーナー（役場・あいくる・タ張太ふれあい館）でご覧いただけます。

本年度1次募集での
 交付決定事業

- ①申請団体 北町町内会
 ■ 補助メニュー
 地域コミュニケーション活性化事業
 ■ 実施事業
 ごみボックス塗装
 ※継続事業
 ■ 事業内容
 ごみボックスの利用者同士が協力し合い、サビ落とし及びペンキ塗装作業を行う。
- ②申請団体 農猿
 ■ 補助メニュー
 協働のまちづくり事業
 ■ 実施事業
 野祭（YASAI）の開催
 ※継続事業
 ■ 事業内容
 ○米・野菜の販売
 ○トラクターの展示、試乗会
 ○子ども向けゲーム
 ○トラクター展示・試乗会
 ○トラクター綱引き
 ○餅つき・餅まき
 ○大抽選会 など
 ■ 開催予定日 9月2日(土)

③申請団体 面白科学同好会
補助メニュー

地域交流推進事業
実施事業

おもしろ科学実験

※新規事業

■事業内容

○小学生や保護者などを対象におもしろ科学実験で楽しみながら学び、科学的な考え方を身につけ、思考能力を高める。

○年間約10回開催予定

○参加無料

○開催場所 ぼろろ

審査会の様子



面白科学同好会



北町町内会

第2次募集

受付開始!

◆申請締切日

8月18日(金)

◆交付要綱・申請書関係

町ホームページより必要な書類をダウンロードしてください。また、情報コーナー(役場、あいくる、夕張太ふれあい館)にも関係資料を設置しています。

◆補助対象経費

当該団体が負担する経費とします。ただし、人件費等の運営経費、慰労会経費、備品等は除きます。

◆事前相談

補助対象経費、役場関係課によるサポート希望の有無等について事前に説明や確認をしておく必要がありますので、申請前に必ずまちづくり課にご相談ください。

◆審査会と報告会

申請団体には、審査会において、事業内容のプレゼンテーション(説明)をしていただき、採択の可否等の審査を行います。

なお、実施する事業は原則として、審査会を経て正式に事業の採択及び補助金

の交付が決定してから事業開始となります。(事前着手の続きも可能です) また、年度末に報告会も予定しています。

【補助メニュー①】

■事業名

協働のまちづくり事業

■補助金額

・補助率10分の8以内

・補助上限額80万円

■事業例(参考)

・特産品開発 ・観光振興
・農作業体験学習 など

【補助メニュー②】

地域コミュニティ活性化事業

■補助金額

・補助率10分の7以内

・補助上限額30万円

■事業例(参考)

・地域環境美化活動
・地域防災対策活動 など

【補助メニュー③】

地域交流推進事業

■事業名

地域交流推進事業

■補助金額

・補助率10分の5以内

・補助上限額30万円

■事業例(参考)

・三代交流夏祭り
・地域スポーツ大会 など

姉妹町交流研修補助金

まちづくり課企画情報G

姉妹町の熊本県多良木町をより皆さんに知っていた

ため、各種団体、家族や会社などでの多良木町への研修旅行に要する経費に対して補助金を交付します。

■補助金の請求方法

研修が終わってから補助金交付請求書を提出してください。ただし、概算払いを申請することができますので、概算払申請書に研修参加者名簿を添付して提出してください。

■補助対象者

5人以上の南幌町内の各種団体及びグループ並びに家族または法人及び会社のうち、南幌町の住民である方(ただし、町議会議員は除きます。)

■実績報告

補助事業等実績報告書を、研修が終わってから30日以内に次の書類を添付して提出してください。

- ① 研修報告書
- ② 研修参加者名簿
- ③ 研修時の記録写真や資料
- ④ 研修旅行に要した領収書などの写し

■申請方法
補助金等交付申請書に必要事項を記入し、研修計画書、研修参加者名簿を添付して、研修実施日の30日前までに

持参により提出してください。

■補助額

研修参加者1人につき1回を限度に2万円です。ただし12歳未満の参加者は1人につき1万円です。

※資料などが無い場合は、多良木町役場企画観光課の受付印、又は施設担当者、面会者の確認印(署名)を押印したもので、名刺などを添付してください。